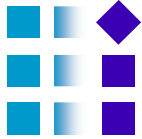


汐留パートナーズグループ 会社案内



汐留パートナーズグループ概要



■ 汐留パートナーズグループ

当グループは、現在、コンサルティングサービスを提供いたします「**汐留パートナーズ株式会社**」、会計税務アドバイザリーサービスを提供いたします「**汐留パートナーズ税理士法人**」、企業法務・訴訟・紛争等の法律サポートを行う「**汐留パートナーズ法律事務所**」、人事労務コンサルティングサービスを提供いたします「**汐留社会保険労務士事務所**」、各種書類作成代行業務を行う「**汐留行政書士事務所**」、船舶免許・登記関係手続業務を行う「**汐留海事法務事務所**」からなっております。当グループは、アーリーステージであるベンチャー企業から、エクセレントカンパニーである大企業まで、クライアントの各ステージに合わせた企業支援を可能とするプロフェッショナル・ファームとして、独自のサービスを提供しております。

汐留パートナーズ グループ鳥瞰図

グループ構成員 総数70名

- ・公認会計士 1名
- ・税理士 4名
- ・弁護士 2名
- ・社会保険労務士 10名
- ・行政書士 2名
- ・海事代理士 2名
- ・米国公認会計士資格保有者 1名
- ・税理士試験科目合格者 18名

構成員10名
(兼務含む)

各種コンサルティング・
FAS業務マネジメント

汐留パートナーズ(株)

汐留コンサルティング(株)・(株)汐留総合研究所
代表取締役/公認会計士
前川研吾

東京事務所 30名
沖縄事務所 5名

汐留パートナーズ
税理士法人
代表社員税理士
佐藤隆太

構成員35名
(兼務含む)

会計税務サポート

汐留パートナーズ
法律事務所
所長弁護士
佐藤秀樹

構成員6名

法務サポート

汐留社会保険
労務士事務所
所長社会保険労務士
今井慎

構成員15名

人事労務サポート

汐留行政書士
事務所
所長行政書士
前川研吾

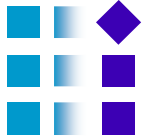
構成員4名
(兼務含む)

各種許認可手続

汐留海事法務
事務所
所長海事代理士
古口太基

構成員7名

船舶免許・登記手続



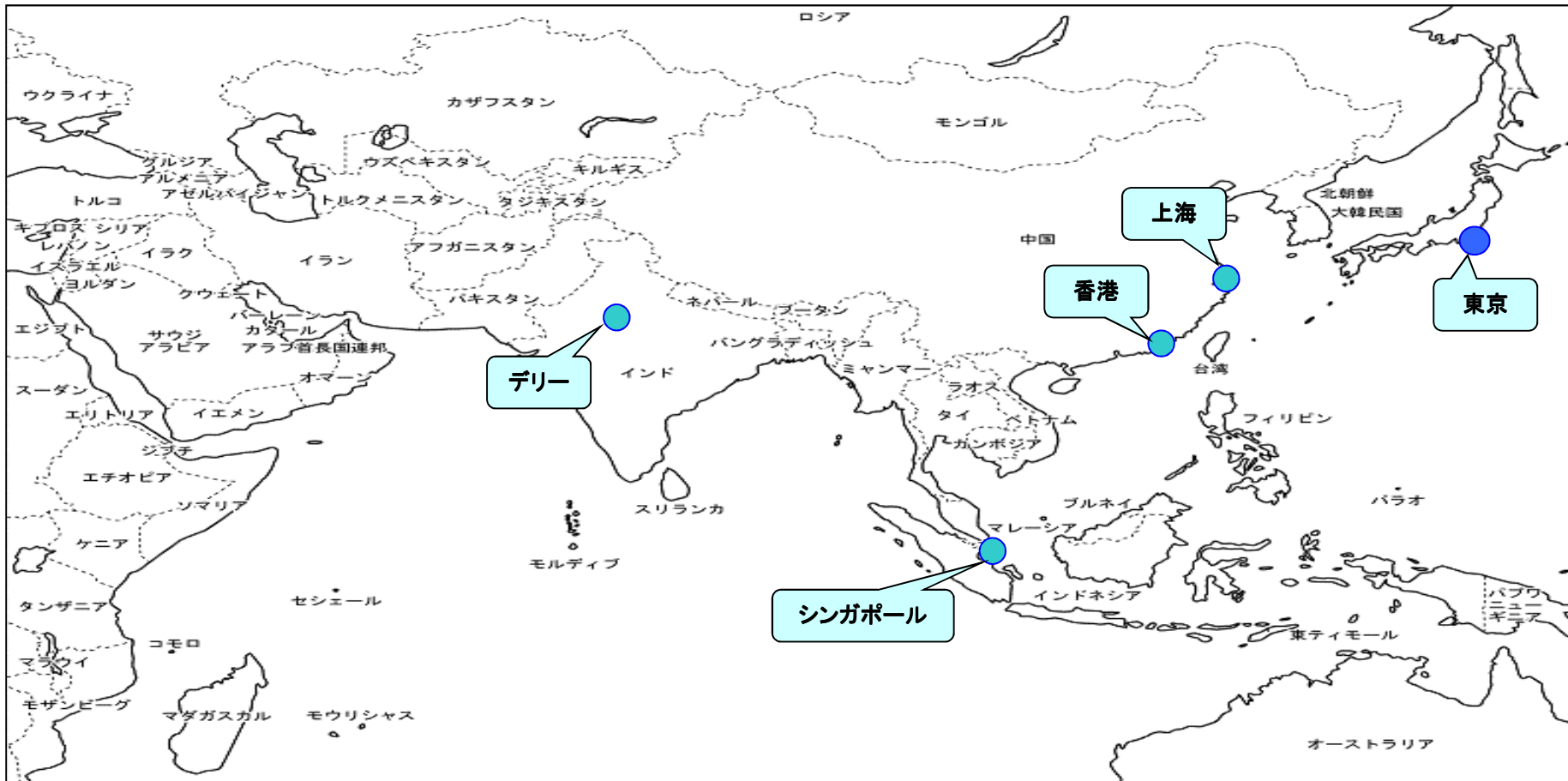
汐留パートナーズグループ海外拠点

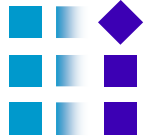


日本発アジアへ

アジアの人々が国境を越えて手を取り合う時代になりました。
日本発のオリジナリティあふれるビジネスを海外で展開させるクライアントのご支援をお手伝い致します。

香港(中国)	Suite 1019, 10/F., Chinachem Golden Plaza, 77 Mody Road, Tsimshatsui, Kowloon, Hong Kong
上海(中国)	1809-5, Jian Guo Xi Lu, 91 Jianguo West Road, Luwan, Shanghai, China
シンガポール	International Plaza, #30-17 10 Anson Road, 079903, Singapore
デリー(インド)	307, Pearl Coporate, W Mall, Mangalam Place, Sector-3, Rohini, Delhi-85, India





経営理念・ビジョン・基本方針



■ 経営理念

当グループは『クライアント第一主義』をモットーに、そのために我々が果たすべき責任や貢献に必要な一切の努力を惜しみません。

■ ビジョン

「専門性」Specialist

我々は、すべての構成員が、それぞれの職務において知識と実務能力の研鑽に努め、スペシャリストであり続けることを目指します。

「誠実性」Integrity

我々は、すべての構成員が、熱いハートと倫理観を持ち、あらゆるステイクホルダーに対して誠実であり続けること目指します。

「革新性」Innovation

我々は、すべての構成員が、革新的に考え行動し、クライアントのあらゆるニーズを満たすべくチャレンジし続けることを目指します。

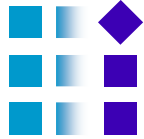
■ 基本方針【クライアント第一主義】

① 独立系コンサルティング会社として公正中立な立場を保持

当グループは公正中立な立場から、クライアント(貴社)にとって常に最良のご提案を行うと同時に、それぞれ利害の対立する関係者間の調整を図り、ご支援することをお約束いたします。

② 他の専門家(弁護士・社会保険労務士等)を交えたワンストップ支援

貴社にとって最良のアドバイス・サービスのご提供を行うために、弁護士や社会保険労務士等を含めたワンストップのサポート体制を完備しております。

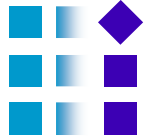


汐留パートナーズグループプロフィール



商号	汐留パートナーズグループ [英文名: Shiodome Partners Co.,Ltd.]
代表者	代表取締役社長 前川研吾(公認会計士・税理士・行政書士)
社員数	70名 ・公認会計士 1名 ・税理士 4名 ・弁護士 2名 ・社会保険労務士 10名 ・行政書士 2名 ・海事代理士 2名 ・米国公認会計士有資格者 1名 ・税理士試験科目合格者 18名 ・その他スタッフ
会社設立	平成20年4月1日
所在地	〒105-0004 東京都港区新橋1丁目7番10号 汐留スペリアビル5階
電話	03-6228-5505(代表)
URL	http://www.shiodome.co.jp/
資本金	50,000,000円(グループ合計)





グループ代表者紹介



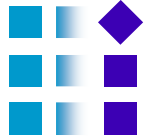
■ 前川 研吾 (公認会計士・税理士・行政書士・IFRS検定(IFRS Certificate)取得者)



2003年3月	北海道大学経済学部卒業
2003年10月	公認会計士試験2次試験合格 新日本有限責任監査法人入所 国内監査部所属
2006年7月	同法人公開業務部所属
2007年3月	公認会計士試験3次試験合格
2007年5月	公認会計士開業登録
2007年7月	汐留パートナーズ会計事務所設立
2007年9月	税理士開業登録
2008年4月	汐留パートナーズ株式会社設立
2011年7月	Shiodome Partners (HK) Co.,Limited設立
2012年8月	汐留パートナーズ税理士法人設立
2013年1月	Shiodome Partners (Singapore) Pte.Limited設立

アーンスト・アンド・ヤング(Ernst & Young)メンバーファームである新日本有限責任監査法人監査部門にて製造業、小売業、情報サービス産業等の上場会社を中心とした法定監査に従事。また、同法人公開業務部門にて株式公開準備会社を中心としたクライアントに対する、IPO支援、M&A関連支援、デューデリジェンス等のFAS業務等の案件に数多く従事。

汐留パートナーズグループ設立後は、公認会計士・税理士・弁護士・社会保険労務士等のプロフェッショナルによるワンストップサービスを行っている。グループでは会計・税務業務を統括。また、Shiodome Partners (HK) Co.,Limited及びShiodome Partners (Singapore) Pte.LimitedのDirectorとして、汐留パートナーズグループのアジア進出に注力する一方で、クライアントの海外事業のサポートも行っている。

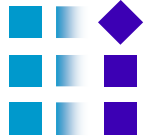


業務内容① 会計税務コンサルティング/アウトソーシング



クライアントの各ステージに合わせ、会計及び税務をトータルでサポート。IPO、内部統制・会計監査対応等、クライアントの置かれている環境を考慮し、コンサルティングorアウトソーシングにより最適・最良のサービスをご提供いたします。

- 月次・四半期・連結決算支援・代行
- 戦略的管理会計・原価計算導入
- 業務フロー構築・改善支援
- 記帳代行・マネジメントレター作成
- 税務申告書作成・税務相談
- 資産税・相続税対策

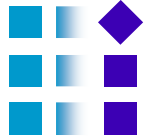


業務内容② 開示書類作成コンサルティング/アウトソーシング



上場会社及び上場準備会社が、会社法や金融商品取引法等で求められている多くの開示書類について、経験豊富な公認会計士を中心としたメンバーによる作成のコンサルティング業務orアウトソーシング業務をご提供いたします。

- 決算短信・四半期短信
- 四半期報告書
- 有価証券報告書
- 内部統制報告書
- 英文財務諸表
- アニュアルレポート
- 上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)
- 上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)

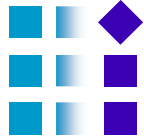


業務内容③ IPO(株式上場)コンサルティング



上場準備会社の各ステージ(創業期、飛躍期、公開直前期)に応じたコンサルティングサービスをご提供。プロフェッショナル集団が、経営者と同じ視点で誠実かつ堅実に、そして必要に応じて革新的なアドバイスを行い、株式上場の実現をサポートいたします。

- 短期調査・IPOスケジュール立案
- 事業計画・資本政策・事業承継
- 内部管理体制の整備と業務改善
- 関係会社等の整備
- 申請書類等の作成支援・代行
- 株式上場審査対応支援

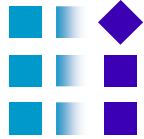


業務内容④ 内部統制(J-SOX)コンサルティング



会社法及びJ-SOX対応の内部統制支援をご提供。上場会社or上場準備会社等クライアントの状況・環境を十分に考慮し、財務報告目的にとどまらず、業務の有効性・効率性、コンプライアンス等各種リクエストに対応可能です。

- 短期調査・課題抽出
- プロジェクト運営管理支援
- 評価手法・手順・範囲策定支援
- 文書化支援(3文書)
- 整備・運用状況の評価支援
- 構築・改善提案

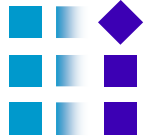


業務内容⑤ フィナンシャル・アドバイザー・サービス



プロフェッショナル集団がそれぞれの専門領域を融合し、フルラインにてご提供。クライアントの幅広いニーズに応えます。企業の成長のために必要な問題解決と改善策の立案を、様々なサービスにより可能とします。

- 事業再生・事業再編支援
- デューデリジェンス
- ファイナンス・アレンジメント
- 株価算定・事業価値算定
- 新株予約権評価
- 事業承継支援

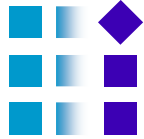


業務内容⑥ IFRSコンサルティング



IFRSの導入にあたっては、担当監査法人との密な打合せ・検討が不可欠であります。経験・知識の豊富な公認会計士を中心としたプロフェッショナル集団が、貴社の立場にとって最良の会計基準の選択・適用ができるよう、情報提供、影響分析、プロジェクト支援など様々なサービスメニューによりご支援いたします。

- IFRSインパクト調査
- IFRS教育・セミナー
- IFRS導入支援
- アカウンティング・ポリシー
- IFRS開示書類作成・組換
- 監査法人監査対応



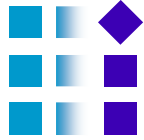
【ご参考】税理士法人のサービス① 創業サポート



これから個人事業主として事業を開始される方、または、株式会社や合同会社等を設立される方をご支援いたします。

特に会社設立においては、たくさんの書類を作成し公証役場や法務局に提出しなければなりません。これからビジネスをスタートする方が一番最初に時間を取られるところです。そんな煩雑な処理をすべて弊事務所でお引き受けいたしますので、お客様は本業に力を注ぐことが可能です。

- 個人事業か法人経営かの有利不利の検討(無料にて)
- 株式会社・合同会社(LLC)などの設立の代行
- 個人事業開業・法人設立後の各種官公庁への届出の代行
- 資金調達・助成金等についてのアドバイス



【ご参考】税理士法人のサービス② 会計税務サポート(概要)

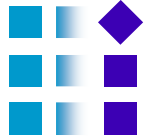


お客様の各ステージに合わせ、会計及び税務をトータルでサポートいたします。

創業間もないお客様に関しては、適正な帳簿の作成をお引き受けする「記帳代行」から、各種のお困り事にお応えする「会計税務相談業務」までと、すべて私どもがご支援いたします。節税対策も万全です。

一方、創業期を脱したお客様については、会計ソフトの導入支援や月次決算、四半期決算制度の導入など、ご支援領域は多岐にわたりますので遠慮なくご相談いただければと存じます。

- 記帳代行(経理業務の代行)
- 会計税務相談業務(日々の会計税務に関するご相談)
- 決算書・税務申告書作成(1年間に1回の決算・申告)
- 会計ソフトの導入支援(ICS会計をお薦めしております)



【ご参考】税理士法人のサービス② 会計税務サポート(詳細)

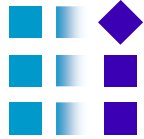


プラン		記帳代行プラン	自計化プラン
お客様に行って いただく作業	(1) 会計事務所へ証憑書類又はEXCELデータの送付	●	—
	(2) 会計ソフトの入力	—	●
会計事務所の サービス	(1) 会計ソフトへの入力と試算表の作成(※1)	●	—
	(2) 会計データの簡易レビュー	—	OP
	(3) 日常的なご相談(原則メール又は電話による)	●	●
	(4) 月次財務実績の検討会	OP	OP
	(5) 源泉所得税納付支援	●	OP
	(6) 年末調整、給与支払報告及び法定調書	OP(※2)	OP(※2)
	(7) 決算及び税務申告業務	●	●
	(8) 税理士等資格者による年次財務実績の報告会	OP	OP
	(9) 経営計画の策定支援	OP	OP
	(10) その他のサービス業務	OP	OP
(参考) 社労士事務所 のサービス	(1) 日常的なご相談	OP	OP
	(2) 労働保険(雇用保険・労災保険)手続代行	OP	OP
	(3) 社会保険(健康保険・厚生年金)手続代行	OP	OP
	(4) 給与計算	OP	OP
	(5) 助成金代行	OP	OP
	(6) その他のサービス業務	OP	OP
契約更新条件		1年契約	

※1 毎月EXCELデータ又は証憑書類の送付を行っていただく場合には、毎月ご提出いたします。

※2 社労士事務所とご契約いただいている場合には、年末調整及び給与支払報告は社労士事務所が行う場合があります。

※3 OPはオプションを意味しております。



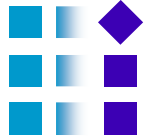
【ご参考】税理士法人のサービス③ 記帳代行



弊事務所では、領収書類を郵送等によりいただき、会計帳簿作成業務を丸ごとお引き受けさせていただいており、お客様から大変ご評価いただいております。

- 領収書(必須)
- 通帳コピー(必須)
- 現金出納帳(必要に応じ)
- 給与関係(必要に応じ)
- 売上関係(必要に応じ)
- 仕入・外注関係(必要に応じ)
- その他重要な契約書等のコピー

なお、お送りいただくタイミングとしては、毎月又は3か月に1回が一般的です。資料をお送りいただきましてから試算表の作成に取り掛かります。通常は2～3週間のお時間を頂戴しております。



【ご参考】税理士法人のスタンダードプラン標準料金表

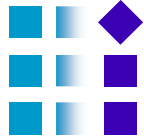


区分	算定基準		顧問料	記帳代行料	月額報酬計	決算申告料
	年商	従業員数	(1)	(2)	(1)+(2)	
1	1000万未満	3人以下	15,000	15,000	30,000	175,000
2	3000万未満	5人未満	20,000	20,000	40,000	200,000
3	5000万未満	10人未満	30,000	30,000	60,000	225,000
4	1億未満	20人未満	40,000	40,000	80,000	250,000
5	1～3億	30人未満	50,000	50,000	100,000	275,000
6	3～5億	50人未満	60,000	60,000	120,000	300,000

【訪問サービスについて】

- ①毎月訪問サービス…月額報酬計最低50,000円からとさせていただきます。
 - ②3ヶ月に1回程度の訪問サービス…月額報酬計最低40,000円からとさせていただきます。
- ※①②ともご支援内容によりますのでご相談ください。

- ・上記の表の報酬金額はあくまでめやすのため、お客様の個別の事情により増減することがあります。
- ・上記の表よりも規模の大きいお客様については個別にお見積をさせていただきます。
- ・「年商」「従業員数」についてはいずれか一方が該当する場合にその区分での報酬計算となります。
- ・税務調査立会の日当等の臨時的業務は上記金額には含まれておりません。
税理士日当70,000円/1人日(税抜)、補助者日当40,000円/1人日(税抜)<1日7時間換算>
- ・決算申告料には、償却資産税の申告、法定調書作成業務が含まれておりますが、年末調整は別途となります。
また消費税の申告を含んでおりますので免税事業者のお客様はお値引きが可能です。
- ・個人事業主のお客様の決算申告料は上記の表の金額×50%程度がめやすとなります。
- ・上記は消費税抜の金額です。



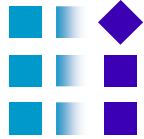
【ご参考】社労士事務所のサービス① 人事労務サポート



社会保険・労働保険などの事務手続きを経営者もしくは社員が行う場合には、不慣れな事務処理により余計な時間がかかるのが現状です。また、社内に総務担当者等の人員を抱えることにより、業務研修費や担当者人件費の浪費、担当者の退職などによる業務の混乱といった問題が発生する可能性があります。

弊事務所では、プロの社会保険労務士が、社会保険・労働保険に関する書類作成、手続き代行にすばやく対応いたします。また、手続き業務フローについても見直しをかけ、改善提案を行うことにより、コスト削減を実現いたします。

- 人事・労務管理スケジュール立案
- 社会保険・労務管理の実施
- 社会保険・労働保険適用者の整備と業務改善
- 社会保険・労働保険の書類作成代行及び申請代行
- 人件費削減コンサルティング
- 人事労務管理の継続支援



【ご参考】社労士事務所のサービス② 給与計算代行

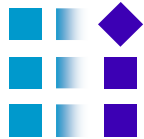


給与計算は、短期間に業務が集中し、支給額や控除額などが複雑です。また労働基準法、労働保険徴収法など労働・社会保険諸法令や所得税法などの関係諸法令が頻繁に改訂されるため、企業にとってかなりの負担になります。

正しく制度を理解することで、今よりも保険料を軽減出来る可能性も十分にあります。

そこで弊事務所はお客様よりアウトソーシングを受け、複雑な事務から開放され、業務の効率化を図る手助けをいたします。

- 賃金規程(昇給・降格・ボーナス等)の見直し及び作成
- タイムカード集計・管理
- 社会保険料・労働保険料管理・申請
- 給与計算代行
- 給与書類作成(給与明細書・銀行振り込み表・FBファイル)
- 給与計算業務フローの構築・改善提案



汐留本社オフィス風景



【汐留本社オフィス】



【執務室】



【会議室】



【セミナールーム】

